

令和 6 年度首里城扁額製作検討委員会

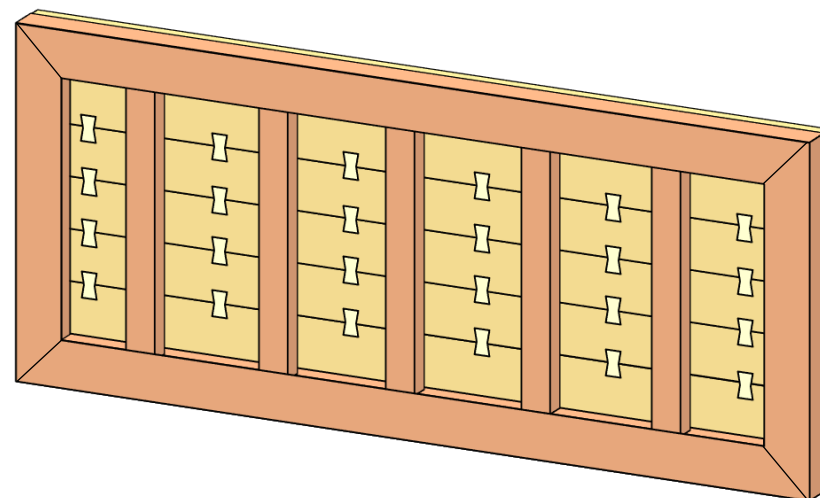
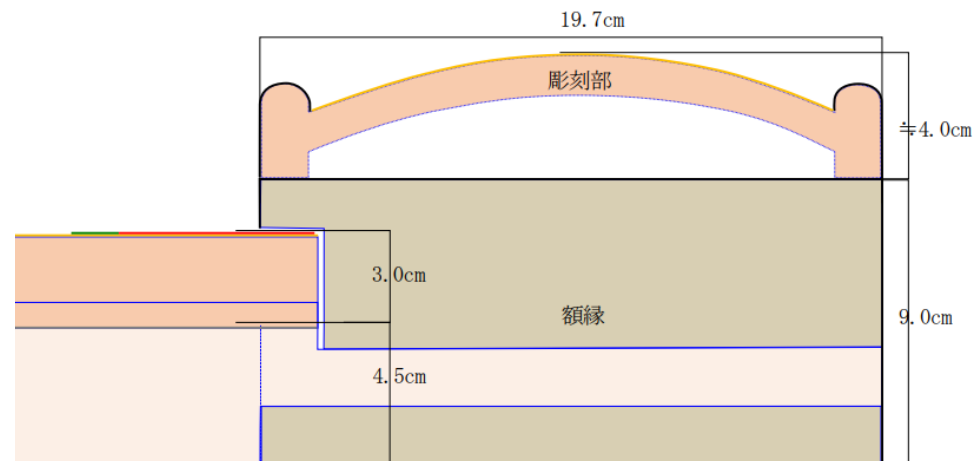
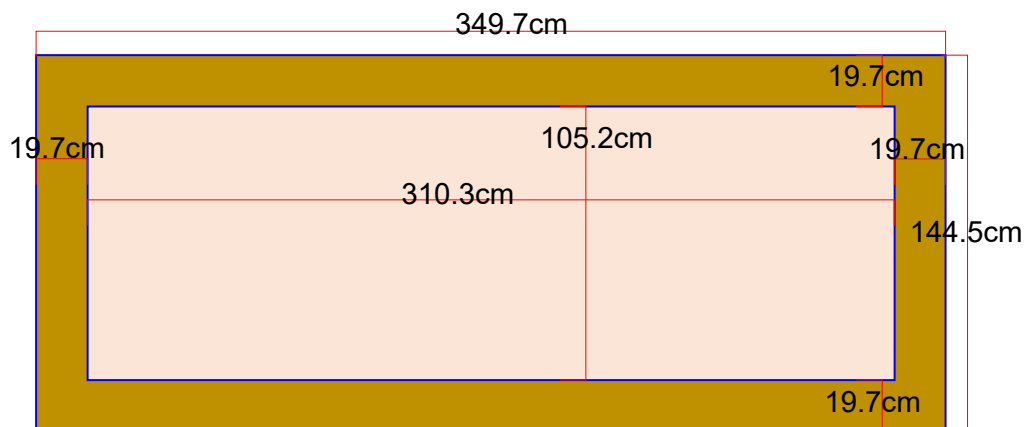
第 1 回 検討委員会資料

2024年9月25日（水） 14:00 - 17:00

【資料 6 - 2】 2 枚目、3 枚目仕様検討について

1. 扁額 2・3 枚目の寸法・木地構造
2. 題字原書について
3. 御印の印影・寸法について
4. 額縁文様図作成の方向性について

- 扁額1枚目「中山世土」は、「尚家文書360」の記載や琉球扁額事例を参考にして、扁額の寸法・木地構造・木材樹種を設定している。
- 2枚目「輯瑞球陽」と3枚目「永祚瀛壖」についても、新資料が出てこない限り、全体・各部寸法や木地構造は変更の可能性が見込まれないため、「中山世土」と同じ寸法・構造・樹種で製作する。



部位	樹種
額縁躯体、吸付棧	イヌマキ
御印*、題字、地板、木かすがい、正龍、額縁彫刻部	ヒノキ

* 御印を彫刻で製作する場合。

「輯瑞球陽」と「永祚瀛壖」の題字は、令和3年度文字・落款ワーキングにて製作したものを製作の原書として仮決定し、製作段階において決定することとしていた。（令和3年度第3回検討委員会にて承認）

(1) 「永祚瀛壖」の題字について

- 「永祚瀛壖」の原書は、令和3年度に仮決定した内容から変更はなく、反映する方向性となった。



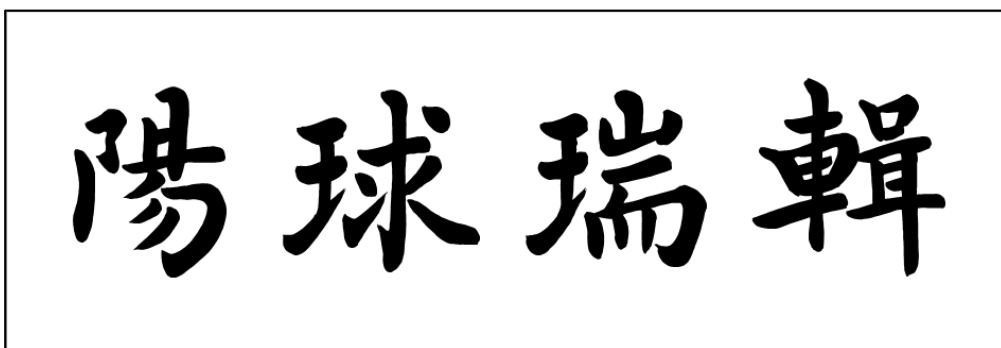
【参考】平成製作時の完成写真・R3検討内容



平成製作時には全体のバランスを考慮して“瀛”の字の“口”の中にあつた線2本を省いた経緯がある。今回製作では、皇帝扁額事例で確認した同一文字の字体を踏襲して、線を入れた形に修正した。

(2) 「輯瑞球陽」の題字について

- 「輯瑞球陽」の原書については、技術者より一部修正の提案があり文字・落款分野関係者にて再検討した結果、修正は行わず、令和3年度作成原書で製作に反映する方向性となった。（R6/8/19「輯瑞球陽」題字修正ミーティング）



【参考】平成製作時の完成写真・R3検討内容



平成製作時の文字を基本に全体的に大きな変更はなく、監修者の修正意見より「はらい」の形や文字の重心バランス等を微修正に留めて作成した。

(1) 2枚目、3枚目の御印仕様について

- 「輯瑞球陽」と「永祚瀛壖」の御印は令和3年度に文字・落款ワーキングにて検討しており、平成製作時と同様の印影を含む複数の印影を資料で確認していた。平成製作時には比較検討等はされていなかったため、使用事例などを引き続き調査して、検討・決定することとしていた。
- 「永祚瀛壖」の御印については平成製作時と同寸法の印影が確認できていない。継続検討を行い第3回合同ワーキング（令和6年12月頃）までに決定する。

「輯瑞球陽」御印「雍正帝御筆之寶」

平成製作時と同様の印影、寸法の御璽を複数の文献資料にて確認できた。よって、今回の製作においても同様の印影、寸法を採用する。



平成製作時に参考とした印影
（縦13.2×横13.2cm）
（文献『明清帝后寶璽』より）



新たに確認した印影
（縦13.2×横13.2cm）
※印影、寸法共に合致

- 平成製作時の印影資料出典：

「首里城正殿扁額等基本設計及び実施設計業務報告書」平成13年3月（財）海洋博覧会記念公園管理財団

- 新たに参考とした印影資料出典：

『清帝避暑山莊印文注釈』2001年12月第1版_中國戲劇出版社

(1) 首里城扁額の火焰宝珠文の検討

1) 火焰宝珠文の時代変遷を踏まえた検討整理

- 火焰宝珠文の時代変遷については、安里進委員が「『寸法記』『御普請絵図帳』の火焰宝珠の検討」において分析・報告委しており、これを参考に首里城扁額の火焰宝珠文の分類を検討する。

■ 火焰宝珠の分類と編年

・ 桃形は、火焰の形で4類に分類できる。

桃形Ⅰ類——短焰。火焰は分岐しない。15～18世紀前半。

桃形Ⅱ類——長焰。火焰は分岐しない。18世紀。

桃形Ⅲ類——長焰。火焰が分岐する。中位の火焰を長大にして強調する。18世紀後半～19世紀。

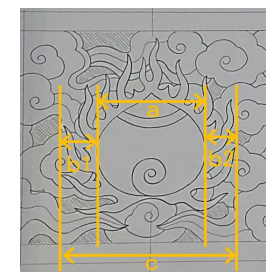
桃形Ⅳ類——長焰。火焰が分岐する。最下端の火焰を長大にして強調する。18世紀後半。

I類		天王寺欄間羽目 15世紀か	円覚寺欄間羽目 15世紀か	東慶洞文書具 八花備菓子器 17～18世紀前半	中山孔子廟碑記 1716年	黒漆龍鳳鳳吉祥文 漆絵密院絵巻巻長縁 18世紀前半			
II類		孔子及び四聖配像 18世紀前半	薩長 1787年	薩長 1787年	永頼 1787年	永頼 1787年	徳光普照 1790年	徳仰 1773年	徳仰 1773年
III類		高麗延薫 1756年	澤敷海國 1773年	澤敷海國 1773年	妙雲普濟 1783年	黒漆宝珠双龍 螺鈿書通柱 1793年	琉球国新建国学碑文 1801年	首里新建聖廟碑文 1837年	
IV類		荘嚴園土 1756年	荘嚴園土 1756年	唐破書妻飾 1768年	普濟軒生 1791年				

図5：桃形の分類

※出典：「正殿における火焰宝珠図像復元の検討」（安里進）より

- 現在の「中山世土」の火焰宝珠文は、R4第3回木工・彫刻ワーキングにて、琉球王家に由来する資料をベースとすることとした。
- その後R5木工・彫刻／文字・落款合同ワーキングにて、「円覚寺欄間羽目板」は再建にあわせて再製作された可能性があり、1715年の「中山世土」再製作に年代的に近いことから、これをモデルに図案を作成するのが妥当と検討された。分類としてはⅠ類となる。



I類で作図した扁額彫刻文様図案の火焰宝珠文

2) 首里城扁額の火焰宝珠文の分類の検討

- 「中山世土」は1712～1715年上限であることから、火焰宝珠は18世紀前半の桃型Ⅰ類、または18世紀の桃型Ⅱ類である。
- さらに「中山世土」の火焰宝珠は「円覚寺欄間羽目板」をモデルとするのが妥当とされ、Ⅰ類で製作されている。
- 火焰宝珠がⅡ類で製作年代が明らかな事例の上限は1773年である（上表より）。「輯瑞球陽」は1725年上限、「永祚瀛壖」は1738年上限であることから、火焰宝珠文はまだⅠ類の名残を引き継いで製作されていた可能性が考えられるため、令和6年第2回合同WGにおいて「輯瑞球陽」「永祚瀛壖」の火焰宝珠文を「中山世土」と同じくⅠ類とする。

(2) 首里城扁額の額縁彫刻文様図案について

1) 現在の額縁彫刻文様図案について

- 今回製作している首里城扁額の1枚目「中山世土」の額縁彫刻文様図案は、琉球王家に由来する資料の彫刻文様をはじめ、首里城大龍柱、中国皇帝御書扁額の彫刻事例など、現在活用できうる第一級の彫刻事例を参考に検討し作成されている。
- したがって、扁額2枚目・3枚目の額縁彫刻文様についても、現在の額縁文様図案を見直すほどの資料が出てこない限り、引き続き「中山世土」の図案に基づくこととする。

【参考】扁額2枚目、3枚目の額縁彫刻について

- 往時の歴代の首里城扁額は、年代が変われば製作者も変わっていたことが想定され、扁額毎に額縁彫刻の特徴・雰囲気も変わっていた可能性が考えられる、
- 今回製作する首里城扁額の2枚目、3枚目の額縁彫刻について、現在の文様図案を引き続き使用していく場合でも、製作の手が変わることで、結果として扁額1枚目とは異なる額縁彫刻の特徴・雰囲気になるものと考えられる。
- あわせて扁額2枚目、3枚目の額縁彫刻の製作の際、彫刻の監修者及び技術者が、琉球の彫刻の特徴・雰囲気をよく表す事例を熟覧調査し、参考にすることも有効と考えられる。具体的には、円覚寺の宝珠雲双龍浮彫欄間羽目や、田名宗經に関連する彫刻事例などが調査の対象候補になると考えられる。



円覚寺宝珠雲双龍浮彫欄間羽目
沖縄県立博物館・美術館所蔵（写真は事務局撮影）



龍頭観音像
出典：『田名宗經の木彫』
(1989年、津波古聡)より